

幸せを感じるのはどんなときでしょう？　おいしいものを食べたときや、欲しかったモノを買えたとき……。いろいろな思い浮かぶでしょう。そのときの場面を想像してみてください。あなたは一人でしょうか？

おいしいものを食べるとき、一緒に食事を楽しむ家族や友人がいれば、「おいしいね！」とか「これってどうやってつくるの？」など会話が弾み、その人たちの幸せそうな様子を見るだけで自分も幸せと感ずるのではないのでしょうか。自分が欲しかったモノを買うのは確かに嬉しいですが、プレゼントとして買って、贈った相手が喜んでくれると、とても幸せな気持ちになりますよね。

自分一人だけが感じる幸せは、いわば「一人称の幸せ」です。お金や地位、名誉などはそんな幸せかもしれません。一人称の幸せは、「あの人のほうが私より裕福」「なんであの人は私より地位が高いの？」と、どうしても周囲の人たちと比べて競争したりしてしまいがちです。だから、なかなか満足できず落ち着きません。得たものを失うことが怖いと感じれば、「もっと、もっと」と他者よりも上へ、他者よりも多くと、身も心もすり減らし、

逆に不幸の源泉になりかねません。

では、他者に喜んでもらえること、いわば他者と共有できる幸せはどうでしょう？ それこそが自分の幸せだとすれば、家族や友人など幸せを感じてくれる人が周囲に増えれば増えるほど、自分もますます幸せになっていくはずです。他者が存在するかぎり失われることのない幸せですし、比べたり競ったりする必要ありません。

お金の使い方でも同じことがいえると思います。自分のために使うお金は、一人称の幸せです。でも、他者のことを思い、他者のために使うお金は違います。街頭募金に小銭を入れるとき、家で待つ家族のためにお土産を買うとき。お金を他者のために使うことで、その人が喜びを感じてくれれば自分も嬉しい。意識するかしないかは別にして、一見「利他」のようである「自利」にもつながっているのです。

他者のためにお金を使うことが、実は自分の人生を輝かせることになります。それが特にはつきりするのが寄付です。といっても、怪しげな宗教や団体に貢ぎましよう、寄付しませうというのではありません。本書でお伝えしたいのは、人生の最後に残るお金、つまり遺産の使い方としての遺贈寄付のことです。公益法人やNPO法人、学校、福祉施設、美術館といった、家族以外の第三者に遺産の一部を贈ることです。

「遺贈寄付？ お金持ちのすることでしょ」と引かれてしまうと困りますので、一つだけ強調しておきます。金額の多い少ないはまったく関係ありません。誰でも、いくらでも遺贈寄付はできます！ たとえ1万円でも立派な遺贈寄付です。しかもよく誤解されるのですが、亡くなった後に寄付するのですから、生きている間は当然、自分の生活のため、喜びのためにお金を使えます。寄付のために自分で自由にお金を使えなかったら本末転倒。あくまで死後に残った財産から寄付するのが遺贈寄付です。

一人称の幸せは、自分の死とともに消えてしまいます。でも、他者と共有できる幸せは違います。遺贈寄付はまさにこれなのです。たとえば、高校や大学で勉強したくても経済的な理由で進学できない子どもたちのための教育資金として遺産を使ってほしいと考え、そうした支援活動をしているNPOに託したとしましょう。支援を受けて進学した若者たちは喜びます。遺産を託してくれた人に感謝し、自分も他者のために何かしたいと思ってくれるのではないのでしょうか。若者たちがまた他者、世の中のために活動して、さらにその恩恵を受けた人たちが感謝してまた周囲の人たちと幸せを共有していく……。遺贈寄付でお金に託した「思い」が他者を幸せにして、それが延々とつながっていく。そんな可能性を感じるのではないのでしょうか。

「ペイ・フォワード 可能の王国」という、日本では2001年に公開された米国映画がありました。主人公は中学1年生の男子。社会科の授業で先生から「自分の手で世界を変えたいと思ったら、何をする？」という課題を出されます。主人公が提案したのは、自分が受けた善意や思いやりをその相手に返すのではなく、別の3人に渡すという「ペイ・フォワード」だったのです。主人公のこの考えと行動が、次々と人々を幸せの輪でつなげていくといった内容でした。先ほどのたとえでお示した可能性そのものの内容といえるでしょう。「ペイ・フォワード」とは、日本語でいえば「恩送り」のことです。

コロナ禍で、自分が一人では生きられない、多くの人の支えによって生きていることにあらためて気付かされた方が多いと思います。無数の「つながり」のなかで私たちは生きています。まさに「おかげさま」によって暮らしています。そのことに感謝して世の中に恩返ししたい、少しでも他者の幸せに役立ちたいと考え、この世を去るときに自分が「生きた証」としたい。遺贈寄付とはまさにそうしたお金の使い方です。

遺贈寄付をすると決めるだけで、その後の人生は間違いなく輝きます。一人称の幸せではない、他者と共有できる幸せに気付いたからでしょう。それは多くの人たちを取材する中で感じることです。輝いたその光は、多くの人たちの人生を照らします。

遺贈寄付という、人生を輝かせる選択肢がある。そのことを少しでも多くの方に知ってほしいと願っています。

本書は第1章から第3章で、遺贈寄付を支える遺言や相続などの制度・仕組みについて書いています。2020年に始まった法務局による「自筆証書遺言保管制度」や、2021年に成立した「相続土地国庫帰属法」など最近の相続や遺贈をめぐる動きについても触れています。第4章からは実例を交え、遺贈寄付することの意義や可能性を示し、寄付先をどのように選ぶのかを考えます。参考までにいくつかの団体や活動を紹介して遺贈寄付のお金の活かされ方も示します。また、寄付以外にも自分で財団法人や基金をつくる選択肢も紹介します。

初めて遺贈寄付について触れる方は、先に第4章以降をお読みいただき、それから第1章〜第3章を読んでいただいたほうがわかりやすいかもしれません。遺贈寄付の扉を開いた先に、あなたの人生を輝かせるものを見つけていただければ幸いです。

第 1 章 遺 贈

① 遺贈と遺贈寄付って違うの!? 22

遺言で財産を贈与 23

意思を反映できるのが最大のメリット 24

② 包括遺贈と特定遺贈 25

包括遺贈の受遺者は慎重に 25

遺贈と相続放棄 26

包括遺贈の放棄は家庭裁判所へ 27

遺贈で判断に迷ったら 28

③ 遺留分に注意 29

遺留分侵害額が請求される可能性 30

④ 遺言 31

公正証書遺言と自筆証書遺言 31

自筆証書遺言の「弱点」 32

見つからない、破棄・改さんの恐れも 33

検認件数より公正証書遺言のほうが多い 34

⑤ 法務局による自筆証書遺言保管制度 35

検認不要に 36

誰かが閲覧すると相続人に通知 38

希望すれば死亡時にも通知 39

保管申請料は3900円 42

コラム

実際に使ってみました 43

まず財産の整理から／遺贈先を決める／内容はあくまで自己責任
保管所を選び、通知したい人を考える／申請手続は40分ほど

⑥ 遺言が実行されないリスクを避ける 48

最後のメッセージ、「付言事項」の活用 49

遺言執行者を指定する 50

遺贈先団体がなくなってしまうと 51

⑦ 死因贈与 53

第2章 相続財産からの寄付と信託

① 相続財産寄付 56

相続財産寄付の形は2つ 57



わずかでも癒やしに 57
税制では気を付ける点も 59

② 信託を使う 61

そもそも信託ってナニ？ 61

遺言信託は頼りになる 62

「本来の信託」にも便利な点 64

③ 遺贈寄付に関わる信託商品の枠組み 65

遺言代用信託 66

注目の生命保険信託とは 68

寄付のための「特定寄附信託」 70

オーダーメイドの公益信託とは 70

第 3 章 税と不動産

① 相続税 74

相続税はお金持ちの問題じゃない
遺贈した分は控除の対象に 74

② みなし譲渡課税 77

不動産を遺贈すると 77

税金を誰が払う? 78

遺贈に限らず課される 79

承認特例で改善も 80

③ それでも不動産を遺贈したければ 81

まずは団体に相談を 82

不動産査定取次サービス 83



④ 相続土地国家帰属法 85

民法・不動産登記法の改正と一緒に 85

10年分の管理費相当額で国庫に 86

第4章 遺贈寄付すること

① 遺贈を決めた実例 90

夫の急逝後、2人の子どもを育てあげる 91

遺贈のイメージが変わる 92

コロナ禍で感じた「いのち」のつながり 93

② 相続財産から寄付した実例 95

「お父さん、やったね！」 95

経済的困難を抱える子どもたちを支援 97

香典返し代わりに寄付 98



③ 遺贈寄付の現状 98

遺贈に前向きな人が約5割 99

遺贈寄付しない理由は「今後の生活不安」 101

将来は大きな流れに 102

「国に納める」より 103

④ コロナ禍ではつきりした寄付のチカラ 104

東日本大震災が寄付広がり契機 104

「選択的寄付」の広がり 105

クラウドファンディングの活況 106

2020年は寄付の「ステップレイヤー」 108

コラム 渋沢栄一 の精神 109

寄付とは未来を信じる力／能く集め、能く散ぜよ／MEとWE
与えらる／与えられる／ストック型寄付が増えれば

⑤ 遺贈寄付の意義

116

「つながり」が核にある

116

縦の糸と横の糸

117

自分のためになる「恩返し」

119

お金を地域で循環させる

120

たとえ1%でもインパクト

121

第 5 章 寄付先を選ぶ

① 寄付先を選ぶ方法

124

大切なのは人生の振り返り

125

相談窓口で考えを整理

126

分野などがみえてきたら

127

信頼できる団体か

127

遺贈寄付で「物語を紡ぐ」

128



コラム

専門職の役割 131

専門職のアドバイスで選択肢が広がる／承継寄付診断士という制度
生きている間は思い切り使って

② 自治体に寄付する 137

ふるさとレガシーギフト 137

岐阜県では地元地銀も 139

相続税は国税。地元にはいかない 140

③ 「地域」に活かしてもらおう 140

コミュニティ財団 141

一緒に使い道を考える 142

④ がん、医療分野に 144

① 日本対がん協会 144

〈ピンクリボンなど展開〉 144

- ⑤ 国際援助
- ① 国境なき医師団 152
- 〈世界の命を救うお金の使い方〉 152
- 〈理事会で遺贈寄付者への祈り〉 153
- 〈「認知度向上」のための意識調査〉 154
- ② シャプラニール市市民による海外協力の会 156
- 〈バンングラデシュとネパールで活動〉 156
- ③ 京都大学 iPS細胞研究財団 149
- 〈iPS細胞の商用提供を担う「橋渡し」役〉 149
- 〈生きているうちに間に合わなくても〉 150
- ② マギーズ東京 147
- 〈がん経験者や家族らが立ち寄れる場〉 147
- 〈見失いがちな自分を取り戻せるように〉 148
- 〈気持ち受け止め思い新たに〉 146
- 〈専用パンフ作成〉 145

③ 遺贈の意思で新たな活動展開 157

③ 難民を助ける会 157

〈人道支援、地雷・不発弾の除去〉 157

⑥ 子どもたちのために 159

① プラン・インターナショナル・ジャパン 159

〈遺贈者の望んでいることは何でも実現してあげたい〉 159

〈娘の命が希望の水に〉 161

〈PLANレガシー1%クラブ〉 162

② フローレンス 163

〈子どもをめぐるさまざまな問題を解決したい〉 163

③ カタリバ 165

〈中高生の教育支援や居場所づくりに取り組む〉 165

④ あしなが育英会 166

〈遺児家庭を直撃したコロナ禍〉 166

〈活動原資はすべて寄付金〉 168

⑦ 福祉

169

① さわやか福祉財団

170

〈感謝と遺志を引き継ぐため、寄付者の名前を冠する基金〉

170

〈寄付者一人ひとりの人生の歩みや人となりを紹介〉

171

〈「思恩忌」を毎年開く〉

172

② 日本盲導犬協会

173

〈年間30〜50頭の盲導犬を育成し無償貸与〉

173

⑧ 環境

175

◎ みどりの遺言プロジェクト

176

〈弁護士が信頼できる団体をリスト化〉

176

〈最後に残るお金を自然保護活動に〉

177

⑨ 文化・芸術

179

① いわさきちひろ記念事業団

179

〈遺贈寄付でデジタル・アーカイブ事業〉

179

第 6 章 財団・基金をつくる

① 財団法人をつくる 190

ベースは両親の遺産 190

300万円以上の拠出金、賛同メンバー 192

⑩ 大学 184

早稲田大学、年々増える寄付件数 184

地元地銀と連携する大学も 186

次世代を育てる一助に 187

② 日本センチュリー交響楽団 182

〈家族でクラシック音楽を楽しめる場〉 182

〈寄付の「見える化」〉 183

〈美術館自体も遺贈寄付のおかげ〉 180



	②	日本でも増えていくファミリー財団	193
		オリジナル基金	194
		バブルクリソース財団	194
		助成先は基金ごとの専門委員会が公募	195
	③	生きているうちに「恩送り基金」	197
		「謝縁会」を開く	197
		参加者から基金に寄付	199
		団塊世代の資産インパクト	200
	④	財団・基金どちらにも対応	201
		富裕層向けにワンストップ対応	201
		社会貢献プログラムの設計	202
		基金にも対応	203
あとかき			205



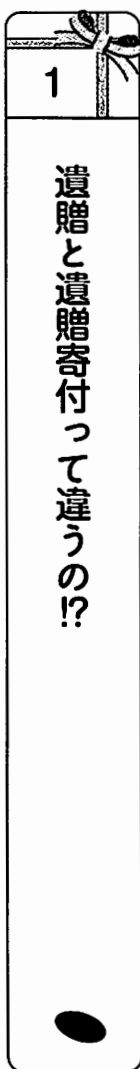
第 1 章

遺

贈

早速ですが、この本のテーマである「遺贈寄付」ってそもそも何でしょう？ 本書を手にとられたのなら、きっとどこかで見聞きしたことがある言葉だと思えます。一言でいえば、公益法人やNPO法人、学校、美術館など、相続人以外の第三者に遺産の一部または全部を寄付することです。

「恩返しのため」「生きた証を残したい」など、自分の「思い」をお金に託し、社会、次世代のために活かす方法です。額の多い少ないは関係ありません。誰にでもできる「人生最後の社会貢献」ともいわれます。寄付された側はもちろんですが、寄付する人にも実はいろいろな「よい」ことがあります、人生を輝かせます。



まずは「遺贈」についてです。「え、遺贈寄付と遺贈は違うの!？」といきなり混乱させるようですみませんが、ここだけ我慢してください。

遺贈寄付には大きく分けて3つの方法があります。「遺贈」「相続財産からの寄付」「信

託の活用」です。後の2つはおいおい紹介します。まずは遺贈寄付の最もオーソドックスな方法である遺贈の説明です。

遺言で財産を贈与

遺贈とは、あらかじめ決めた相手に財産の一部または全部を遺言によって贈与することです。「遺言」がキーワードです。

民法では相続人の範囲が定められています。これを「法定相続人」といいます。ざっくりいえば、配偶者や子、孫、兄弟姉妹など親族関係にある人たちとお考えください。この法定相続人の範囲に縛られることなく、公益法人や地方公共団体などさまざまな法人・団体や友人など、自分が財産をあげたいと思う相手にも、文字通り「遺産を贈る」ことができるのが遺贈なのです。

ここで「相手にも」と書いたのは訳があります。相続人に対しても遺贈することができます。ですから。少々ややこしくなるので、本書では便宜上、相続人以外の第三者に遺産を贈ることを遺贈としておきます。

遺言を残さずに亡くなった人の財産は通常、法定相続人が引き継ぎます。これが、相続

です。言葉遊びのように感じるかもしれませんが、たとえ遺言であっても、法定相続人以外には「相続」させることはできません。それを可能にするのが「遺贈」です。相続はあくまでも対象となる人の範囲が決まっているのに対し、遺贈は幅広いのです。

意思を反映できるのが最大のメリット

遺贈の最大のメリットはもうおわかりでしょう。遺言を使うことで、遺産の行方に自分の意思を強く反映させることができます。「自分が生前に関わってきたボランティア団体に寄付したい」「お世話になった福祉団体に恩返ししたい」「自分の名前を冠した教育基金をつくって若い世代を育ててほしい」「好きな交響楽団が存続できるように支えたい」などの「思い」を、さまざまな相手に託すことで活かせる。それが遺贈です。

2

包括遺贈と特定遺贈

遺贈には2つの種類があります。包括遺贈と特定遺贈です。遺贈をしようと思った際は、大切なポイントの一つです。

包括遺贈とは、「全財産をAに」「財産の3分の1をBに」というように、財産の内容を個別に特定せずに配分割合を示して遺贈します。それに対し、特定遺贈は「現金500万円をCに」「東京都八王子市××の土地をDに」といったように、財産を具体的に特定して遺贈することをいいます。

包括遺贈の受遺者は慎重に

大した違いはないではないか、と思われるかもしれませんが、とんでもありません。大きな違いがあります。包括遺贈の場合、プラスの財産ばかりでなく、もしもマイナスの財産があればそれもまとめて引き受けることとなります（遺贈をお考えの場合、マイナスの

財産をお持ちということはありませんが……。つまり、借金の返済義務や連帯保証債務、損害賠償義務などがあつた場合、遺贈を受けた側（「受遺者」といいます）はその支払いもしなければなりません。特定遺贈の場合、あくまでも指定した財産だけを贈るので、マイナスの財産があつても受遺者が責任を負うことはありません。

受遺者にすれば、債務に気付かずには包括遺贈を受けたはよいとして、後になって多額の返済を債権者から請求されでもしたら目も当てられません。財政規模が小さなNPO法人などは、組織存亡の危機にもなりかねないのです。

ですから、受ける側からすれば包括遺贈には慎重にならざるをえません。遺贈の受け取りが拒まれる可能性もあります。せっかく思いがあつて、社会に還元したいと思つた遺産が活かされなくなる恐れがあるのです。NPO法人などへ遺贈する場合は、特定遺贈にしたほうが無難だといえるでしょう。

遺贈と相続放棄

いま、「拒まれる」と書きました。相続の場合、「相続放棄」という言葉を耳にしたことがあると思います。同じように、遺贈の場合にも放棄が制度としてあります。これも包括

遺贈と特定遺贈では手続きに違いがあります。いま遺贈をお考えの方には「関係ない」と思われるかもしれませんが。

でも、ある日突然、誰かがあなたに遺贈しないとも限りません。それに、ここまで読まれただけで、「マイナスの財産だけを切り離す方法がありそうだ」と思い始めた方がいるかもしれません。そのことについては、放棄の説明をした後で触れたいと思います。

包括遺贈の放棄は家庭裁判所へ

包括遺贈を放棄する場合、相続財産の放棄と同じように家庭裁判所に申請する必要があります。期限も相続の場合と同じく、自分に遺贈されることを知った日から3か月以内に手続きしなければ、放棄ができなくなる可能性があります。手続きが終わると、放棄したことを証明する書類が裁判所から発行されます。万一、債権者から請求があっても、これによって「自分は無関係」と証明することができます。もちろん、プラスの財産も放棄したことになります。

特定遺贈の場合は、家庭裁判所に申請する必要はありません。遺贈を受ける気持ちがあれば、ほかの相続人や遺言執行者に遺贈を放棄する意思表示すれば、それで事足りま

す。通常は内容証明郵便を使うなどして、意思表示の証拠とすることが多いようです。また、いつまでに放棄しなければならぬという期限の定めもありません。

とはいえ、ほかの相続人などから遺贈を受ける意思があるかどうかを尋ねられてはつきりしないでいると、認めたと判断されてしまうことがあり、その場合には放棄はできなくなります。常識的に、早めに意思を伝えたほうが無難です。

遺贈で判断に迷ったら

先ほど、「マイナス財産だけを切り離す」と書きました。論理的には、プラスの財産を特定遺贈して、マイナスの財産を相続財産として残し、それを相続放棄すれば万々歳となりそうです。ですが、さすがにこれは信義則に反するため、通りません。詐欺とみなされる恐れもあります。こんな方法がまかり通れば、債権者は泣くに泣けませんよね。

では、マイナスの財産が少しでもあったら遺贈はできないのかというと、それも違います。判断に迷われた場合は、弁護士などの専門家に相談してみてください。

3

遺留分に注意

注意すべき点もあります。たとえば、遺贈にも相続税がかかります。遺贈の場合、受けた相手が支払うべき相続税額が加算されることがあります。とはいえ、法人へ遺贈した財産には原則、相続税はかかりませんから、公益法人やNPO法人に遺贈する場合は問題ありません（ただし、団体とはいっても町内会やPTAのように法人ではない、つまり「人格」がない団体の場合はその団体が相続税を払う必要があります）。なお、一定の要件を満たす公益目的事業に提供される財産は相続税の課税対象から外れますから、遺贈者の相続人、つまり家族などは遺贈される部分の相続税を心配する必要はありません。税金については第3章であらためてまとめます。

相続人がいる人が遺贈しようとした場合、何より注意しなければいけないのが、相続人の「遺留分」の権利を侵さないようにすることです。

遺留分侵害額が請求される可能性

遺言がない場合、相続人の間で遺産をどう分割するかを話し合う「遺産分割協議」を開きます（相続人同士が協議することにも合意できない場合は、家庭裁判所に審判を仰ぐこととなります）。この協議で合意できなかったときの遺産の取り分割を民法が定めています。「法定相続分」といいます。なお、これはあくまで合意できなかったときの遺産の取り分ですから、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないというわけではありません。

兄弟姉妹以外の法定相続人は、この法定相続分の2分の1（親や祖父母のみの場合だと3分の1）を最低限受け取る権利があります。これが「遺留分」です。たとえば、配偶者と2人の子どもが法定相続人の場合、財産全体の2分の1、内訳としては配偶者が4分の1および子ども各8分の1がそれぞれの遺留分となります。

遺贈によって、遺留分に足りない額しかもらえない相続人がいた場合、この相続人は「遺留分に足りない分をください」と請求することができます。「遺留分侵害額請求」といいます。遺言の内容よりも遺留分のほうが強い権利だと言い換えてもいいでしょう。ですから、遺贈したつもり額の額が、後から相続人の遺留分侵害額請求によって減ってしまう可能